

協議第50号

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）について

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）について、次のとおり確認を求めらる。

平成15年11月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）について
新市の消防本部の位置については、現在の西条市消防本部庁舎とする。署の位置、管轄区域については、現行のまま新市に引継ぐ。 ただし、周桑における消防署庁舎建設計画は継続して進める。 消防緊急通信指令施設等については、合併時に現在の西条市消防本部に通信指令台を置き、通信指令体制の統合とシステムの整備を図る。

付属資料P.16～19参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）		細項目	消防防災関係	
事務事業名	消防本部・署の位置、管轄区域		専門部会名	総務部会	分科会名 消防・防災分科会
調整方針	新市の消防本部の位置については、現在の西条市消防本部庁舎とする。署の位置、管轄区域については、現行のまま新市に引継ぐ。 ただし、周桑における消防署庁舎建設計画は継続して進める。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p><b>【位置】</b>  消防本部 西条市新田 183 番地の 1  消防署 西条市新田 183 番地の 1  救急隊分遣所 西条市飯岡 3565 番地の 9</p> <p><b>【管轄区域】</b>  西条市全域  救急隊分遣所出動範囲  （山間部、飯岡、神戸、橋校区・大町、玉津、氷見校区の一部）</p> <p><b>【庁舎】</b>  昭和 5 7 年 3 月建築 1,699.40 m<sup>2</sup>  （新耐震構造） （付属棟除く）</p> <p><b>【通信指令施設】</b>  平成 1 4 年 4 月 1 日運用開始  ・発信地表示システム  ・住基台帳とのネットワーク  ・サイレン吹鳴制御システム連動等</p>	<p><b>【位置】</b>  消防本部 周桑郡丹原町大字願連寺 442 番地の 1  消防署 周桑郡丹原町大字願連寺 442 番地の 1  小松出張所 周桑郡小松町大字大頭甲 1086 - 10</p> <p><b>【管轄区域】</b>  東予市、丹原町及び小松町全域  小松出張所救急出動範囲  小松町全域、東予市及び丹原町の一部  小松出張所火災出動範囲  署に帰署（状況により現場出動する）</p> <p><b>【庁舎】</b>  昭和 4 7 年 1 2 月建築 848.40 m<sup>2</sup>  （付属棟除く）</p> <p><b>【通信指令施設】</b>  昭和 6 3 年 4 月 1 日運用開始</p> <p>* 周桑消防本部署建設計画の現状  平成 15 年度 用地取得  平成 16 年度 造成・実施設計  平成 17 年度 合併特例債で用地買戻し及び建設</p> <p>&lt;概要&gt;  場 所 東予市周布地区内  用地面積 約 8,700 m<sup>2</sup>  施設延べ面積 約 3,300 m<sup>2</sup>（訓練塔、付属建物含む）</p>	東予市に同じ	東予市に同じ	<p>本部の位置  （周桑消防本部に置く場合）  庁舎は手狭で現状以上の人員収容は無理である。  庁舎は新耐震基準に合致していない。</p> <p>周桑においては現在庁舎建設について計画が進行中である。</p>	<p>新市の消防本部の位置については、現在の西条市消防本部庁舎とする。署の位置、管轄区域については、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>周桑における消防署庁舎建設計画は継続して進める。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）	細項目	消防防災関係		
事務事業名	消防緊急通信指令施設等	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	消防緊急通信指令施設等については、合併時に現在の西条市消防本部に通信指令台を置き、通信指令体制の統合とシステムの整備を図る。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1.通信指令施設等の配置、面積</p> <p>配置 消防本部2階</p> <p>面積</p> <p>ア 通信指令室 43.50㎡</p> <p>イ 通信事務室兼仮眠室 13.00㎡</p> <p>ウ 機械室 19.73㎡</p> <p>2.通信指令施設の概要</p> <p>導入年月 平成14年4月</p> <p>装置及び機器の構成、数量</p> <p>(装置及び機器名)(数量)(機種及び形式等)</p> <p>指令台</p> <p>指令台 1台 日本電気 NEFAST-MX 型</p> <p>録音装置 1式</p> <p>非常用指令設備 1式</p> <p>指令制御装置 1式</p> <p>電源装置 1式</p> <p>署所端末装置 2式 本署1、分遣所1</p> <p>表示盤</p> <p>車両運用表示盤 1面 液晶ディスプレイ、70インチ</p> <p>総合情報表示盤 1面</p> <p>多目的表示盤 1面 液晶ディスプレイ、70インチ</p> <p>幹部出退表示盤 1面</p> <p>無線統制台 1式</p> <p>自動出動指定装置 1式</p> <p>発信地表示装置 1式</p> <p>指令電送装置 1式</p> <p>地図等検索装置 1式 ゼンリンベクトル地図</p> <p>気象観測装置 1式</p> <p>音声合成装置 1式</p> <p>車両動態管理装置 1式 車載端末13台 (内4台は車外設定付)</p> <p>災害状況等</p> <p>自動案内装置 1式 市政だより1、 災害案 17病院案内1回線</p> <p>順次指令装置 1式 最大加入100人、30グループ 4回線同時伝達</p> <p>サイレン吹鳴装置 1式 アガバック付、親局1、 子局15、最大100局登録</p> <p>監視カメラ 4台 本署3、分遣所1</p> <p>自家用発動発電機 1台</p>	<p>1.通信指令施設等の配置、面積</p> <p>配置 消防本部1階・3階</p> <p>面積</p> <p>ア 通信指令室 16㎡</p> <p>イ 通信事務室兼仮眠室 24㎡</p> <p>ウ 機械室 4㎡</p> <p>2.通信指令施設の概要</p> <p>導入年月 昭和63年3月</p> <p>装置及び機器の構成、数量</p> <p>(装置及び器機名)(数量)(機種及び形式等)</p> <p>指令装置</p> <p>消防救急指令台 1台 NEC FD-201E 自治省 型</p> <p>非常用指令装置 1基</p> <p>通報者検索装置 1式 NEC PC-MA10TSZZ8(自署開発)</p> <p>自動録音装置 1式 カセット式録音機2台</p> <p>非常電源装置 1式</p> <p>気象観測装置 1式</p> <p>電話案内装置 1台 NTTサービスA</p> <p>順次指令装置 1台 効コム ARS-701「A」</p> <p>サイレン吹鳴制御器 1台 デジタル・アガバック機能付</p>	東予市に同じ	東予市に同じ	<p>通信指令施設等の設置年に相違があり、周桑消防は設置後15年が経過し、西条消防は平成14年4月の導入である。</p> <p>通信指令施設の統合が必要である。</p>	<p>消防緊急通信指令施設等については、合併時に現在の西条市消防本部に通信指令台を置き、通信指令体制の統合とシステムの整備を図る。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）			細項目	消防防災関係		
事務事業名	消防緊急通信指令施設等			専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市		東予市		丹原町	小松町		
衛星系防災行政無線機 1式 河川情報端末機 1式 寒風山トクトクター盤 1式 震度計 1式 ファクシミリ 14台 通信指令室2、分遣所1 消防団蔵置所11台 えひめ救急医療ネット 端末 1式		東予市防災行政無線 1台 愛媛県防災行政無線 地上系 1式 衛星系 1式 庁舎内放送装置 1式 電子電話交換装置 1式 無停電電源装置 1式 湯浅電池(株)YUMIC-SA10 業務用FAX 2台 (救急伝送装置付属) 携帯電話 6台 (救急伝送装置付属2台含)		東予市に同じ	東予市に同じ		
回線構成 (名称) (容量) (実装) (備考) 119番受付回線(INS) 2(4ch) 119番受付回線(携帯) 14 1(2ch) 新居浜消防から転送 119番受付回線(衛星) 1 指令回線 15 2 INS局線回線 15 2(4ch) 西条局2、氷見局1 加茂1、大保木1 専用回線 10 2 警察、道路公団 無線回線 8 6 市波2、県波1、全国波3 庁内放送回線 1 1 内線回線 2 2 有無線接続回線 2 0		有線施設 (回線種別) (種別) (回線数) (備考) 指令台内臓 119番回線 11 119受信専用FAX1台 転送119受信回線 加入 2 携帯電話通報転送 今治消防経由INS回線 指令回線 専用 5 構成団体、東予警察 小松出張所、各1 加入電話回線 加入 1 インターネット共用 内線電話回線 ..... 1 電子電話交換装置 外線回線 加入 3 内線回線 ..... 25 業務用加入電話回線 加入 1 小松出張所電話回線 衛星系加入電話回線 加入 1 愛媛県防災行政 INS回線 順次指令装置回線 加入 4 加入回線切替兼用 電話案内装置回線 加入 10 業務用FAX回線 加入 2 道路公団専用回線 専用 1 日本道路公団					
3.無線設備 (種別) (局数) (備考) 基地局 1 固定局 16 署2、消防団14 陸上移動局 90 車載 21 署11、消防団10 車携帯 4 署2、消防団2 携帯 43 署15、消防団28 トランシーバー 22 消防団22		3.無線施設 (種別) (局数) (備考) 基地局 4 小松出張所基地局・トンネル 基地局(2局)を含む 固定局 1 愛媛県消防防災行政無線 陸上移動局 車載 17 車携帯 2 携帯 21 防災移動局 1 東予市防災行政無線子局 サイレン吹鳴子局 25 遠隔広報装置つき (東予市16・丹原町5・小松町4)					

## 消防関係に関する法令

### 消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

### (自治体の機関)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

1. 消防本部
2. 消防署
3. 消防団

第10条 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

第11条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第13条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

第14条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。